

議案第63号

飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（平成27年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「主任介護支援専門員（」の次に「法第7条第5項に規定する介護支援専門員であって、」を加え、「者であって、その修了の日から起算して5年を経過しないもの又は当該研修若しくは同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任介護支援専門員更新研修」という。）を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を「もの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（改正後の飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日（以下「経過日」という。）までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修（介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）のうち最初のものをいう。以下同

じ。)については、新条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日（平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあっては、平成32年3月31日）までに修了した場合には、経過日までの間に修了したものとみなす。

- 3 前項の規定により経過日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、新条例第3条第1項第3号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。

（飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 5 飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例（平成28年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

平成29年9月1日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例
新旧対照表

改正後	改正前
(職員に係る基準及び当該職員の員数)	(職員に係る基準及び当該職員の員数)
第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。	第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。
(1)～(2) 省略	(1)～(2) 省略
(3) 主任介護支援専門員(法第7条第5項に規定する介護支援専門員であって、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)その他これに準ずる者 1人	(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、その修了の日から起算して5年を経過しないもの又は当該研修若しくは同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修(以下「主任介護支援専門員更新研修」という。)を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの)その他これに準ずる者 1人
2 省略	2 省略

飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の
一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前		
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者に対する改正後の飯能市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例第3条第1項第3号の規定の適用については、同号中「であって、その修了の日から起算して5年を経過しないもの又は当該研修若しくは同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任介護支援専門員更新研修」という。）を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」とあるのは、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成23 年度まで に主任介 護支援専</td><td>(平成31年4月1日以降 にあっては、当該研修を修 了した者であって、同年3 月31日までに同項第2号</td></tr> </table>	平成23 年度まで に主任介 護支援専	(平成31年4月1日以降 にあっては、当該研修を修 了した者であって、同年3 月31日までに同項第2号
平成23 年度まで に主任介 護支援専	(平成31年4月1日以降 にあっては、当該研修を修 了した者であって、同年3 月31日までに同項第2号		

	<p><u>門員研修</u> <u>を修了し た者</u></p> <p><u>に規定する主任介護支援専 門員更新研修(以下「主任介 護支援専門員更新研修」と いう。) を修了したもの うちその修了の日から 5 年 を経過しないもの又は主任 介護支援専門員更新研修を 修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに主 任介護支援専門員更新研修 を修了したもの)</u></p>
	<p><u>平成 24</u> <u>年度又は</u></p> <p><u>平成 25</u> <u>年度に主</u></p> <p><u>任介護支</u> <u>援専門員</u></p> <p><u>研修を修</u> <u>了した者</u></p> <p><u>(平成 32 年 4 月 1 日以降 にあっては、当該研修を修 了した者であって、同年 3 月 31 日までに同項第 2 号 に規定する主任介護支援専 門員更新研修(以下「主任 介護支援専門員更新研修」と いう。) を修了したもの うちその修了の日から 5 年を超えない期間ごとに主 任介護支援専門員更新研修 を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに 主任介護支援専門員更新研 修を修了したもの)</u></p>



○厚生労働省令第四十八号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第百十五条の四十六第六項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣 塩崎 恒久

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一百四十八条の六十六第一項第一号イ(3)中「主任介護支援専門員」の下に「介護支援専門員であつて、『あつて、当該研修又は同項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して五年を超えない期間』ことに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を「(当該研修を修了した日(以下この(3)において「修了日」という。)から起算して五年を経過した者があつては、修了日から起算して五年を経過する」として、当該経過する日までの間に、同項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。」に改める。

第一百四十条の六十八第二項中「及び主任介護支援専門員研修」を「及び主任介護支援専門員更新研修」に改める。

附 則

(施行期日)
(経過措置)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 第二条 平成二十六年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者(以下「平成二十六年度以前修了者」という。)に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(この省令による改正後の介護保険法施行規則(以下「新令」という。)第一百四十条の六十六第一号イ(3)の規定により、同(3)に規定する修了日から起算して五年を経過すること)に、当該経過する日までの間に受けた主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下同じ。)については、同(3)の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日(平成二十四年度から平成二十六年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成三十二年三月三十一日)までに修了した場合には、同(3)に規定する日までの間に修了したものとみなす。
- 3 前項の規定により新令第一百四十条の六十六第一号イ(3)に規定する日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、同(3)に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成二十六年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して五年を経過することに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、同(3)に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなつた場合には適用しない。
- 5 前項の規定にかかわらず、平成二十六年度以前修了者が、この省令の施行の日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。
- 6 第二条 介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正
- 7 第三条 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第十九号)の一部を次のように改正する。
附則第三条を削り、附則第四条を附則第三条とする。